

公告第 176 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 6 月 25 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業務名 「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- 4 提案上限金額 ￥4,647,077 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
 - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
 - (5) この公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

2 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

(2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

(3) 1の(1)から(4)までの要件については、共同企業体の全企業が満たしていること。

(4) 1の(5)の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

第3 実施要領及び様式の入手方法

「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（令和7年6月25日制定。以下「実施要領」という。）及び様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他入札情報」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/152480.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎1階

郡山市農商工部園芸畜産振興課（担当 杉山）

電話 024-924-3761

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

1 提出期限 令和7年7月11日（金）午後4時まで（必着）

2 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市農商工部園芸畜産振興課

3 提出方法 郵送又は持参による。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後4時までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年6月25日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
 - (1) 契約候補者の提案に係る評価点が満点の50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取扱いとする。
 - (2) 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者との契約に何ら支障がないものとする。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の提案参加者の名称は公表しないものとする。

 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、各業務（イベントの企画等に関する業務及びイベントの運営等に関する業務）完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 審査は、企画提案書に関する書面審査及び必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提案参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。